

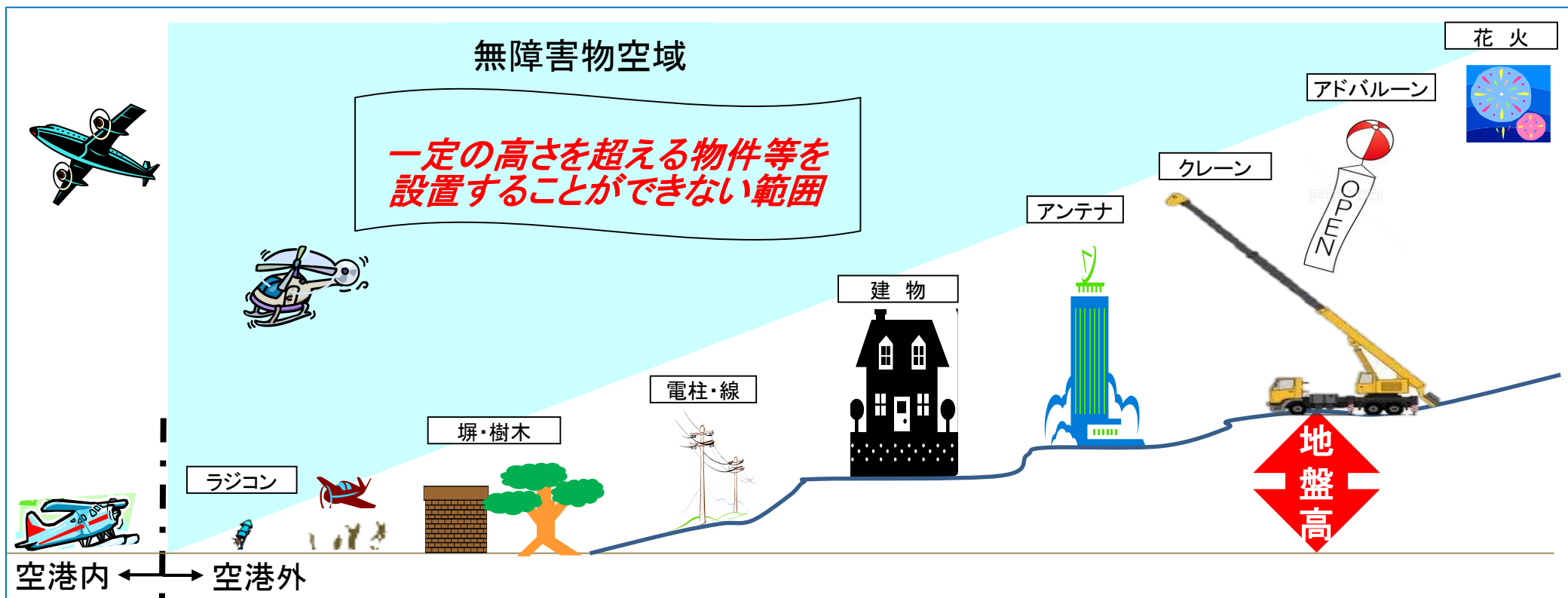
福岡空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。航空法では各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定しており、**制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止**されております。

なお、福岡空港周辺における高さの制限については、福岡空港ホームページ内『[福岡空港高さ制限回答システム](#)』にてご確認ください。

【問い合わせ先】 福岡国際空港株式会社
 空港運用本部 オペレーションマネジメント部
 オペレーション企画課
 TEL 092-623-0636

○空港の標高(海拔)を基準とし、制限の高さには地盤高を含みます。※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。



(参考) 物件等の中には、建築物はもとより、**クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。**なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。